

令和5年12月21日提出

## 有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和5年12月21日(木) ~ 令和6年4月20日(土)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設コンサルタント等業務】 株式会社久米設計 代表取締役社長 藤澤 進 東京都江東区潮見二丁目1番22号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>4か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>(株)久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市副市長らと共謀のうえ、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に官製談合防止法違反(入札妨害)及び公競売入札妨害の疑いで宮崎県警に逮捕されたための措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当 第4(5)適用</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設コンサルタント等業務】 株式会社久米設計 代表取締役社長 藤澤 進 東京都江東区潮見二丁目1番22号	指名停止期間	4か月	指名停止の理由	(株)久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市副市長らと共謀のうえ、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に官製談合防止法違反(入札妨害)及び公競売入札妨害の疑いで宮崎県警に逮捕されたための措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当 第4(5)適用
指名停止業者	【登録部門:建設コンサルタント等業務】 株式会社久米設計 代表取締役社長 藤澤 進 東京都江東区潮見二丁目1番22号						
指名停止期間	4か月						
指名停止の理由	(株)久米設計の執行役員である九州支社長は、宮崎県串間市副市長らと共謀のうえ、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に官製談合防止法違反(入札妨害)及び公競売入札妨害の疑いで宮崎県警に逮捕されたための措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)」該当 第4(5)適用						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail: <a href="mailto:keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp">keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp</a>						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							